

広島県告示第三百六十二号

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成十六年広島県規則第四十七号）第五条第二項の規定によって、県営成井住宅、県営丸子山住宅、県営第二丸子山住宅、県営田の浦住宅、県営田の浦住宅、県営諏訪住宅、県営御菌宇住宅、県営平岩住宅及び県営高屋住宅並びに県営成井住宅駐車場、県営丸子山住宅駐車場、県営第二丸子山住宅駐車場、県営田の浦住宅駐車場、県営諏訪住宅駐車場、県営御菌宇住宅駐車場、県営平岩住宅駐車場及び県営西高屋住宅駐車場の管理を行う指定管理者から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十八年四月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 指定管理者の名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地

1 名称及び代表者の氏名

株式会社くれせん 代表取締役 平尾 圭司

2 主たる事務所の所在地

呉市西中央四丁目六番三号

二 変更事項及び内容

1 変更事項

代表者

2 変更内容

変	更	前	変	更	後
代表取締役	平尾	清史	代表取締役	平尾	圭司

三 変更年月日

平成二十八年四月一日